

(介 2)

平成 21 年 4 月 10 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司

「介護サービス情報の公表」制度の施行通知(平成 21 年 4 月施行)
冊子の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス情報の公表制度につきましては、公表される情報の内容、医療機能情報公表制度との整合性、また各手数料等について、その見直しの場を持つよう厚生労働省に再三求めており、さらには社会保障審議会介護給付費分科会においても議論を求めているところでございます。

その結果、本制度は平成 20 年度において、介護予防サービスや短期入所生活介護等の 18 種類のサービスが追加施行されておりますが、平成 21 年度につきましては、療養通所介護や小規模多機能型居宅介護等の 15 種類のサービスが追加施行される一方で、訪問調査体制の効率化を図るべく、一律に調査員 2 名以上とするのではなく、規則上は 1 名以上とする等の制度の弾力化がなされることとなりました。

また、本制度の公表対象除外の基準として現行で規定されております、介護報酬収入 100 万円以下の事業所、定員 8 人までの介護療養型医療施設に加え、新たに①みなし事業所について、みなし指定扱いになった日から起算した 1 年間(ただし、改正省令施行の際、既に指定事業所となっている事業所を除く。)②有床診療所の一般病床における指定短期入所療養介護、について公表対象除外とされる等、施行通知の改正が行われます。

今般、当該改正通知を取り纏めた冊子を作成いたしましたのでご送付申し上げます。

本件につきましては、手数料の廃止も見据え、今後も強く意見を申し入れて参りますので、貴職におかれましては引き続きご支援、ご協力を賜りたくご高配の程宜しくお願い申し上げます。

なお、当該通知につきましては、本会ホームページにおいても掲載いたしますことを申し添えます。

敬 具

記

(資料)

・「介護サービス情報の公表」制度に関する施行通知

1 部

以上

(参考)【介護サービス情報の公表制度 通知等掲載場所】

※日医ホームページ・メンバーズルーム「介護保険」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo.html>

「平成 21 年度 介護保険制度改正通知等」